

南九州市 農業委員会だより

令和8年3月発行 南九州市農業委員会事務局

編集発行 南九州市農業委員会事務局
南九州市穎娃町牧之内 2830 番地

TEL 0993-36-1111

E-mail noui@city.minamikyushu.lg.jp



市ホームページ

農山漁村女性活動功労者表彰



11月20日に開催された農山漁村パートナーシップ推進研修会で、本市、朽川農業委員（知覧地域）が、農山漁村女性活動功労者表彰を受賞いたしました。

委員は、女性農業経営士、(株)朽川製茶の役員として地域農業の振興、又、かごしま食の推進員や生活研究グループ等において地域農産物の活用及び食育にも尽力され、現在も「萌通信」で「簡単レシピ」や「地域情報」などの発信を行うなど精力的な活動を行っています。

今後も本市女性農業委員等（7名）と連携を図り、引き続いての活躍が期待されます。

家族経営協定を結びませんか！！



協定を締結された松山さん家族（左）、菊永さん家族（右）



家族だからこそ労働条件などが曖昧になりがちな農業経営。家族経営協定を締結することでルールが明確になり、配偶者や後継者にとって意欲とやりがいを持って農業に取り組める環境の整備につながります。

皆さんのご家族でも話し合いの場を持ってみてはいかがでしょうか。

農業者年金に加入しませんか！！

※詳しくは、農業委員会事務局または最寄りのJAまで

○意外と知られていなかった「加入対象者」

農業者年金は、加入要件を満たすと「配偶者」、「後継者」も加入できます。

○意外と知られていなかった「社会保険料控除」

その年に支払った保険料の全額が、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。又、前納納付（12月振替）により保険料を納付された方は、「納付年」または「納付年の翌年」のどちらかの年を選択して確定申告することができます。

農業振興地域整備計画見直しに伴う農地転用の手続きについて

令和8年度は、市農業振興地域整備計画の見直し作業が実施されます。（担当課は市農業振興課）

そこで、令和8年度は「農業振興地域」からの除外や用途区分変更ができないため、除外や用途区分変更に係る農地転用についても手続きができませんので**ご注意ください**。

なお、農業振興地域からの除外や用途区分変更以外の通常の農地転用手続きについては、通常通り申請を受け付けます。

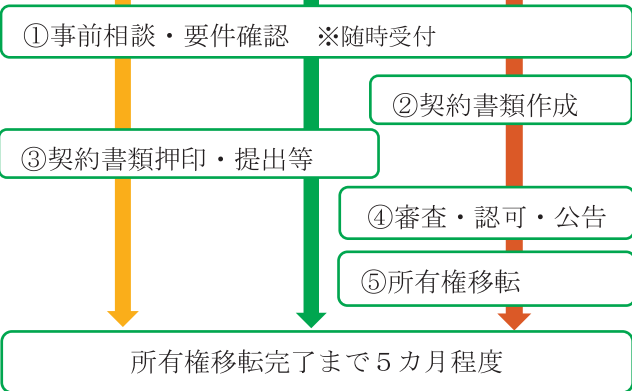
農地の売買手続きについて

耕作目的での農地の権利移動（売買・貸借等）をする場合は、農業委員会の許可が事前に必要です。権利移動のうち売買の手続きは、「農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）」または「農地法第3条」のいずれかになります。

農地中間管理事業（特例事業）

鹿児島県地域振興公社（農地バンク）が出し手（名義人）と受け手（認定農業者等の耕作者）の間に入る売買契約です。

即売りタイプ



市街化区域を除く農地。
(ただし、地域計画の設定のある農地。)

- ・地域の相場であること。
- ・別途、売買価格の2.0%の手数料を出し手・受け手ともに公社へ支払う。
(ただし、手数料下限15千円)

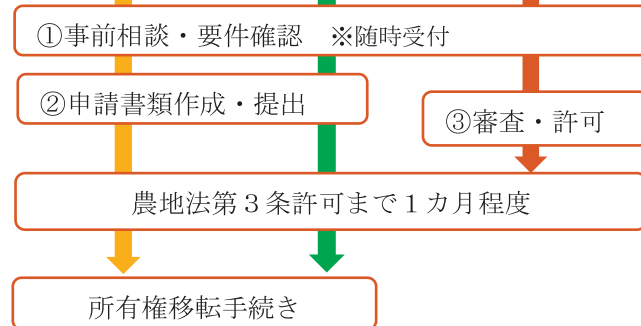
- ・書類作成等の事務を農業委員会がサポート。
- ・譲渡代金の収受は公社が代行する。
- ・譲渡所得800万円の特別控除あり。
- ・所有権移転登記の手続きを公社が代行する。
- ・所有権移転登記手数料の軽減あり。



流れ

農地法第3条

出し手（名義人）と受け手（耕作者）の相対の契約（売買・贈与・交換）です。



対象地

全ての農地（市街化区域を含む）。

売買価格

出し手・受け手による相対での価格決定。

メリット

- ・許可までの期間が短い。

※地域計画とは？

地域の農業者等の話し合いにより、将来の農地利用の姿を目標地図として明確化するもの。

南九州市は、農地バンクを通じて規模拡大等に意欲的な地域の耕作者へ農地の集積・集約化を推進しております。

農地の賃借料情報

農業委員会は年1回、直近の賃借料情報を提供することになっています。
今回は令和7年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業により締結された賃借契約に基づき、その結果をお知らせします。

賃借料は貸し手と借り手の双方でよく話し合うことが大切です！

※賃借料情報はあくまでも目安です。賃借料は農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件に応じて貸し手と借り手の双方がよく話し合ってください。

【田の部】

(単位：円/10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地域	7,800	10,500	1,000	33
知覧地域	9,700	9,900	9,500	3
川辺地域	7,300	10,000	4,000	320
市平均額	7,400	—	—	—

【畑の部】 [ハウス等の施設を含む農地、茶畑を除く]

(単位：円/10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地域	12,000	30,000	1,000	407
知覧地域	9,500	21,700	2,100	459
川辺地域	5,400	13,000	2,100	80
市平均額	10,200	—	—	—

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
 ※3 市平均額は、各地域の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。
 ※4 茶畑については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっておらず、ばらつきが見られましたので、集計から除いてあります。
 南九州市茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考に、貸し手と借り手の双方がよく話し合ってください。
 ※ 農地の売買取引価格については、農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件により価格が大幅に変動するため、農業委員会では取引価格を示すことはありませんのでご了承ください。

読んでみませんか！ 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行
月額700円(消費税込)

購読申込みは、お近くの農業委員・推進委員または農業委員会へお気軽にご連絡ください。

農作業標準賃金表

令和8年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

作 業 名	単 位	標準賃金	摘 要	
一般農作業	1日	8,300円以上	実働8時間	
山林作業	1日	9,300円以上	実働8時間	
ロータリー作業	10アール	1回目	機械、燃料とも作業持ち	
		2回目以降		
		代かき		
		畑		
深耕	10アール	プラウ	6,110円	
		プラソイラ	5,110円	
消毒	10アール	6,520円	機械、燃料とも作業持ち 薬剤代は別	
畦立等	10アール	畦立	4,550円	
		畦立マルチ	7,880円	
		畦立マルチ消毒	9,550円	
		マルチ(園芸作物)	6,220円	
肥料散布	10アール	4,550円	肥料代は別	
農薬散布	10アール	水和剤	3,990円	
		粉剤	2,330円	
		無人ヘリ・ドローン	2,330円	
甘しょ収穫等	10アール	甘しょつる切り	5,110円	
		甘しょ掘り	5,110円	
		甘しょ掘り (自走式ハーベスタ)	17,330円	
田植え	10アール	7,880円	機械、燃料とも作業持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取りのみとし、 運搬、乾燥料金は含まない。	
コンバイン		水稲		17,880円
		大豆・そば		8,440円
水田畦塗り	1m	83円	機械、燃料とも作業持ち	
草払い	1時間	1,310円	機械、燃料とも作業持ち	

※上記作業料金には、10%の消費税が加算されています。

- ◎ 茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。
- ◎ 10アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算してください。また、ほ場までの距離によっても加算する場合があります。
- ◎ コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算してください。
- ◎ 草丈の繁茂状況により作業賃金は当事者間で協議してください。
(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)
- ◎ 一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。

農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

現在の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となるため、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農業に従事されている方のほか、農業に関心のある方ならどなたでも自薦、他薦により応募できます。

【応募要件】 推薦を受ける者および募集に応募する者は、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができる者とする。

※「農地等の利用の最適化」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であると規定されています。

【応募資格】 (1) 法令の規定により、兼職が禁止されていない職の者
(2) 南九州市の職員でない者
(3) 過去及び現在において、農業委員会の活動や市政の推進を妨害したことがない者
(4) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でない者

【応募方法】 自薦（応募）または他薦（推薦の場合、団体推薦又は個人3名以上の連名による）。所定の申込書類に次の事項を記入し、候補者同意書を添えて提出します。

- (1) 応募する者または推薦する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- (2) 応募または推薦の理由
- (3) 応募または推薦する者が認定農業者であるか否かの別
- (4) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別

※申込書類

農業委員

他薦～委員候補者推薦書（第1号様式）、候補者同意書

自薦～委員候補者募集応募申込書（第2号様式）、候補者同意書

農地利用最適化推進委員

他薦～農地利用最適化推進委員推薦書（第1号様式）、候補者同意書

自薦～農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（第2号様式）、候補者同意書



【申込書類の設置場所及び提出先】

農業委員会事務局（颯娃庁舎）、知覧・川辺支所農林係

（申込書類は南九州市ホームページからダウンロードすることもできます。）

【情報公表】 募集期間中及び募集終了後に、南九州市ホームページで以下の内容について公表します。

- (1) 候補者の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 応募または推薦の理由等

【任期等】 (1) 農業委員：令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）
(2) 農地利用最適化推進委員：農業委員に準ずる。

【報酬等】南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による。

【募集人員】(1) 農業委員 : 19人
 (2) 農地利用最適化推進委員 : 21人



【応募期間】令和8年3月16日(月)から令和8年4月17日(金)まで
 (土・日・祝日・臨時開庁日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)
 ※ 郵送については、当日消印有効

【選任方法】 農業委員候補者評価委員会等において提出された書類をもとに候補者の評価を行い、農業委員候補者は市長に、農地利用最適化推進委員候補者は農業委員会会長に報告します。(必要に応じて面接を行うことがあります)。

市長は、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、任命します。

また、農地利用最適化推進委員候補者も候補者の評価を行い、市農業委員会が委嘱します。

【業務等】(1) 農業委員

- ① 農業委員会総会(毎月1回)での審議
- ② 農地法等に基づく権利移動や転用等に関する現地調査及び許認可に関する審議
- ③ 法令に基づく利用権設定等に関する意見決定
- ④ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ⑤ 農地等の利用の最適化に係る現地調査及び関係者との調整
- ⑥ 農地等の利用の最適化に係る行政機関等への意見の提出
- ⑦ 地域計画など地域における話し合い活動への参加
- ⑧ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 農業委員会総会での意見具申
- ② 担当する地域内の農地の権利移動業務や遊休農地調査
- ③ 担当する地域内の農地等の利用の最適化に係る現地調査及び関係者との調整
- ④ 地域計画など地域における話し合い活動への参加
- ⑤ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等

※ 農地利用最適化推進委員が担当する地域及び定数は、以下の表のとおりです。

地域名	颯娃地域	知覧地域	川辺地域
定数	8人以内	8人以内	7人以内

【その他】 農業委員及び農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤の特別職の公務員です。秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

応募等に関する事項は、農業委員会事務局(颯娃庁舎)までお問い合わせください。

〒891-0792 南九州市颯娃町牧之内 2830 番地

南九州市農業委員会事務局

TEL : 0993-36-1111 FAX : 0993-36-3136